


所管部課		子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名		東大和市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱を 廃止する要綱について		区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	福祉推進課、企画課、財政課、文書課、情報管理課、市民課、課税課、生活福祉課、会計課、生活福祉課、職員課				
1. 要旨						
<p>(1) 趣旨 平成26年度における子育て世帯臨時特例給付金支給事業について、事業が終了したことから、要綱を廃止するものである。</p> <p>(2) 主な内容 要綱を廃止する。</p> <p>(3) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 特になし。 平成27年度に実施予定である子育て世帯臨時特例給付金支給事業については、国の予算成立後、別途単年度要綱を制定する予定である。</p>						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
<p>平成26年4月1日 東大和市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱 施行</p> <p>平成26年7月1日 子育て世帯臨時特例給付金申請受付開始</p> <p>平成26年12月26日 子育て世帯臨時特例給付金申請受付終了</p> <p>平成27年3月20日 子育て世帯臨時特例給付金の支給終了</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
庁議終了後、速やかに起案事務を進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。